

佐賀県告示第 125 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 月 28 日佐賀県告示第 15 号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 5 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
武雄市若木町大字川古字銚ノ元 9542 番 20 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 1 の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去